

静岡県立大学事故処理要項

(目的)

第1 この要項は、静岡県立大学構内において事故（人身事故、恐喝、盗難、交通事故、火災又はこれらに類する事故をいう。以下同じ。）が発生した場合の処理手続きを定め、もって円滑かつ迅速に事故の処理を行うことを目的とする。

2 この要項の実施に際しては、関係者の人命及び身体の安全と人権に配慮し、また、教育・研究を使命とする大学の機能に支障をきたすことのないよう留意しなければならない。

(定義)

第2 この要項において、次の名号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 部局 各学部、各研究科、学府、各研究院、附属図書館、事務局をいう。

(2) 部局長 事故が発生した区域を担当する施設管理規則施設担当者をいう。ただし、体育館（地下施設を除く。）、運動場、テニスコートについては体育教員を学生部長に読み替えるものとする。本要項に基づき事故の処理にあたる場合に、当該部局長が不在の場合は、その指名した教職員が部局長に替わるものとする。

(3) 就業時間内 行政機関の休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。

(4) 就業時間外 就業時間内以外の日及び時間をいう。

(担当区域)

第3 各部局長が担当する区域は、施設管理規則別表のとおりとする。

(責務)

第4 事故の発生を知った教職員及び学生は、この要項に定めるところにより、適切な措置をとらなければならない。

2 部局長は、迅速に事故の処理に当たるとともに、速やかに事故に関し学長に報告するものとする。

(対策委員会)

第5 学長は、発生した事故が重大又は全学に係るものと判断した場合には、次項に定める対策委員会を招集し、その対策を協議する。

2 対策委員会は、学長、各学部長、各研究科長、学府長、各研究院長、附属図書館長、学生部長、事務局長、事務局次長並びに発生した事故の種類及び状況に応じ委員長が必要と認める本学の教職員をもって組織する。

3 対策委員会に委員長を置き、学長をもって充て、他の委員は、やむを得ない場合にあっては、代理を認めるものとする。

4 対策委員会の協議事項の執行は、事前に教育研究審議会の承認を得るものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(事故の処理)

第6 就業時間内に事故（第7及び第8に定める事故を除く。次項において同じ。）が発生した場合には、次の措置をとるものとする。

(1) 事故の発生を知った学生は、速やかに学生部長または教職員に通報しなければならない。

(2) 事故の発生を知った教職員は、速やかに当該区域を管理する部局長に通報しなければならない。

(3) 連絡を受けた部局長は、速やかに状況の把握に努め、当該部局の教職員を指揮して適切な措置をとるものとする。

(4) 救急車の入構時には、当該部局の教職員は、現場に誘導し、立ち会うものとする。

(5) 部局長は、連絡を受けた事故に関し警察に通報する必要があると認め、その立ち入りを要請し

た場合には、学長、学生部長及び守衛室に警察官の立ち入り及びその時間等を連絡するものとする。

(6) 前号の規定による警察官の職務執行については、部局長及び守衛が立ち会うものとする。

2 就業時間外に事故が発生した場合には、次の措置をとるものとする。

(1) 事故の発生を知った教職員及び学生は、速やかに守衛室に通報しなければならない。

(2) 通報を受けた守衛は、速やかに現場を確認し、状況を把握するとともに、部局長に連絡するものとする。

(3) 連絡を受けた部局長は、速やかに適切な措置をとるものとし、警察への通報を必要と認めるときは、前項第5号の規定を準用する。

(4) 守衛は、警察官又は救急車が入構するときは、現場に誘導し、通報した教職員または学生とともに立ち会うものとする。

(緊急時の特例措置)

第7 就業時間内に特に緊急の措置を要する事故（火災の場合を除く。次項において同じ。）の発生を知った教職員は、第1号又は第2号の措置をとることができる。この場合、当該教職員は、速やかに当該区域を管理する部局長及び守衛室に通報するものとする。

(1) 恐喝や暴力等を伴う事故が発生し、生命に危険が及び又は身体に重大な危険が及び若しくは及びつつあるときは、速やかに警察に通報するものとする。

(2) 速やかな医療処置が必要とされるときは、直ちに救急車の出動を要請するものとする。

(3) 通報を受けた守衛は、前2号の規定により警察官又は救急車が入構するときは、現場に誘導し、連絡を受けた部局長とともに立ち会うものとする。

2 就業時間外に特に緊急の措置を要する事故の発生を知った教職員は、前項第1号及び第2号に規定する措置をとり、守衛室に通報するものとする。通報を受けた守衛は、部局長に連絡するとともに、警察官又は救急車が入構するときは、現場に誘導し、通報した教職員とともに立ち会うものとする。

(火災の場合)

第8 就業時間内に火災が発生した場合には、次の措置をとるものとする。

(1) 火災の発生を知った学生は、初期消火に努め、学生部長または教職員に通報するものとする。

(2) 火災の発生を知った教職員は、初期消火に努め、当該区域を管理する部局長及び防災センターに通報し、状況によっては消防署へ通報するものとする。

(3) 当該部局の教職員は、速やかに現場におもむき、通報者等と初期消火に努める。消防署へ未報のときは、状況によっては直ちに消防署に通報するものとする。

(4) 部局長は、消防署に通報したときは、学長、学生部長及び守衛室に消防車及び警察官が入構する旨の連絡をするとともに、守衛とともに現場に立ち会うものとする。

2 就業時間外に火災が発生した場合には、次の措置をとるものとする。

(1) 火災の発生を知った教職員及び学生は、初期消火に努め、守衛室及び防災センターに通報し、状況によっては消防署へ通報するものとする。

(2) 通報を受けた守衛は、部局長に連絡するとともに、消防車及び警察官が入構するときは現場に誘導し、通報した教職員または学生及び防災センター職員とともに立ち会うものとする。

(3) 火災報知器が作動したときは、防災センター職員は、守衛室に連絡し、守衛とともに直ちに当該現場を確認し、必要があれば消防署に通報し、初期消火に努めるほか、前号に準ずる措置をとるものとする。

(被害者及び目撃者による通報)

第9 就業時間内において、事故の当事者又は目撃者が直接に警察又は消防署に通報した場合には、第6から第8までの規定にかかわらず、次の措置をとるものとする。

(1) 警察又は消防署から入構の連絡を受けた教職員等は、その旨当該区域を管理する部局長及び守衛室に通報する。

(2) 通報を受けた部局長及び守衛は、これに立ち会うものとする。

2 就業時間外において、事故の当事者又は目撃者が直接に警察又は消防署に通報した場合、守衛は、部局長に連絡をとるものとし、入構する警察官及び消防車を現場に誘導し、これに立ち会うものとする。

(事故処理の報告)

第10 部局長は、所定の様式により、事故の処理について学長に報告するものとする。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から実施する。